

Microsoft 365 with OPTAGE 利用約款

2024年4月19日

株式会社オプテージ

(利用約款)

第1条 株式会社オプテージ(以下「当社」という。)は、この Microsoft 365 with OPTAGE 利用約款(以下「本約款」という。)を定め、これにより Microsoft 365 with OPTAGE(以下「本サービス」という。)を提供するものとします。

2 本サービスに係る契約者は、本約款を誠実に遵守するものとします。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本サービスの利用にかかわる一切に適用されるものとします。契約者と当社との間では、本約款の定めに従い、本サービスの利用契約(以下「本契約」という。)が成立するものとします。

2 当社が契約者または利用者に本サービスのホームページ等で通知する本サービスの説明、案内、利用上の注意等は、名目の如何にかかわらず本約款の一部を構成するものとします。

3 当社が別途規定する個別規定および当社が随時、契約者または利用者に対し通知する追加規定は、本約款の一部を構成するものとし、本約款と個別規定(個別契約を含みます)および追加規定が異なる場合には、個別規定および追加規定が優先するものとします。

(本約款の変更)

第3条 当社は、本約款を契約者の承諾なく変更できるものとします。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨および変更後の約款の内容並びに効力発生時期を契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

(用語の定義)

第4条 本約款における用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1)「契約者」とは、本約款に同意のうえ、当社との間で本契約を締結した者をいいます。
- (2)「利用者」とは、契約者の有する本サービスの利用資格に基づいて、本サービスの利用を契約者より許諾された者をいいます。
- (3)「サブスクリプション」とは、マイクロソフトのオンライン サービスを所定期間(30日間または12ヶ月間など)使用するための使用権をいいます。
- (4)「サービス開始日」とは、サブスクリプションが作成された日をいいます。
- (5)「料金月」とは、毎暦月の月初から月末までの間をいいます。ただしサービス開始日を含む暦月はサービス開始日から月末までの間をいい、契約満了日を含む暦月は月初から契約満了日をいいます。
- (6)「ID等」とは、当社が契約者に付与するID、初期設定パスワード、その他本サービスを利用するために当社が契約者に対して付与する記号または番号をいいます。

- (7) 「非マイクロソフト製品」とは、マイクロソフトのオンラインサービスにおいて提供されている、サードパーティー製またはサードパーティーブランドの、ソフトウェア、データ、サービス、ウェブサイトまたはその他の製品及びマイクロソフト製品に組み込まれた他社製品をいいます。
- (8) 「消費税相当額」とは消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

(マイクロソフトとの関係等)

第5条 本サービスは、日本マイクロソフト株式会社（以下「マイクロソフト」という。）が提供する「マイクロソフト オンライン サービス」を利用したものです。契約者は、マイクロソフトが提供する「マイクロソフト オンライン サービス」の内容に変更があった場合には、当該変更に応じて本サービスの内容にも変更が生じることにつきあらかじめ了解するものとします。

2 契約者は、本約款に別段の定めのない限り、「マイクロソフト オンライン サービス」の利用に関してマイクロソフトが定める **Microsoft Customer Agreement(MCA)**、オンラインサービス条件、サービスレベル契約（以下「**SLA**」という。）、その他の一切の利用規約等が定める利用条件を遵守するものとします。

3 オンラインサービス条件はこちらに掲載されています

<https://www.microsoft.com/licensing/terms>

4 **SLA** ははこちらに掲載されています。

<https://www.microsoft.com/licensing/docs/view/Service-Level-Agreements-SLA-for-Online-Services>

5 第3項および第4項の Web サイトは、マイクロソフトにより事前の予告なく変更されることがあります。

6 当社は、契約者が本約款の全ての定めを遵守することを条件として、本契約が存続する間、当社がマイクロソフトからクラウド ソリューション プロバイダー プログラム（以下「**CSP**」という。）にしたがい許諾を受けた「マイクロソフト オンライン サービス」の利用に関するライセンスの範囲内で、契約者に対して本サービスを提供するものとします。契約者は、当社がマイクロソフトから **CSP** にしたがい許諾を受けた「マイクロソフト オンライン サービス」の利用に関するライセンスの範囲を超えて、当社に対して「マイクロソフト オンライン サービス」の利用に関する何らかの権利を取得することはないものとします。

7 本サービスの利用に関して本規約に定めのない事項についてはマイクロソフトが別途定める **Microsoft Customer Agreement(MCA)**の各条項を準用するものとし、本規約の内容と **MCA** との内容が抵触する場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとし

ます。

(契約の申込)

- 第6条 本サービスの利用希望者（以下「申込者」という。）は、本約款の内容を承諾したうえで、当社が定める方法により、本サービス利用のための申込みを行うものとします。
- 2 前項の申込みを行うことによって、当社は、申込者が本約款の内容を承諾しているものとみなします。

(契約の承諾)

- 第7条 当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾するものとします。
- 2 当社は、前項に定める承諾をしたときは、第6条に基づきサブスクリプションを設定し、設定内容を通知するものとします。
- 3 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本契約を締結しないことがあるものとします。
- (1) 申込者が虚偽の事実を申告したとき
 - (2) 申込者が本約款に違反するおそれがあるとき
 - (3) 申込者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき
 - (4) 申込者が本サービスの利用にかかる料金の支払いを怠るおそれがあるとき
 - (5) 本サービスの提供が技術上困難なとき
 - (6) 当社の業務の遂行に支障があるとき
 - (7) マイクロソフトによる承諾が得られないとき
 - (8) マイクロソフトにより提供価格が変更された場合、本サービスの提供価格を変更することについて承諾が得られないとき
 - (9) その他当社が不相当と判断したとき
- なお、上記の各号のいずれかによるものかは、当社は申込者に開示しないものとします。

(契約の期間)

第8条

- 本サービスの契約期間は、サービス開始日から起算して別紙の料金表に定める期間とし、契約申込書により当該契約期間を選択するものとし、当社が申込みを受領した時点で契約が成立するものとします。
- 2 契約期間の満了1カ月前までに契約者から終了の意思表示がない限り、同一の契約期間によって更新されるものとします。
- 3 解約、解除その他理由の如何を問わず、本契約の契約期間内に本契約が終了した場合は、契約者は、当社が定める期日までに残余の期間に対応する所定料金に相当する額を一括して

支払うものとし、ただし、本契約の終了が、当社の責に帰すべき事由もしくは当社の都合によるものである場合はこの限りではありません。

- 4 契約期間内におけるオンラインサービスのダウングレードおよび数量の減少はできないものとし、
- 5 契約期間内におけるオンラインサービスのアップグレードおよび数量の増加を行った場合は契約期間を変更しないものとし、

(契約の解除)

第9条 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、契約者に対し催告その他何らの手続きを要せず、任意の期日を指定して、本契約を解除できるものとし、

- (1) 本契約に違反し、相当期間の猶予をもって是正を促されたにも関わらず、当該期間内に当該違反が治癒されないとき
 - (2) 当社又はマイクロソフトの機密情報を漏洩したとき
 - (3) 当社又はマイクロソフトの知的財産権を侵害したとき
 - (4) 監督官庁から営業の取消・停止の処分を受けたとき
 - (5) 手形交換所の不渡り処分を受けた時、又は支払停止状態に至ったとき
 - (6) 破産、特別清算、民事再生、会社更生、又はこれらに準じる手続の開始の申し立てを受けたとき、若しくはその申し立てを自らなしたとき
 - (7) 解散の株主総会決議をしたとき
 - (8) 財産状態が著しく悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
 - (9) 反社会的勢力との関わりその他重大な背信行為をしたとき
 - (10) その他本契約に定める義務の履行が期待できないと認められる相当の事由があるとき
- 2 マイクロソフトの責に帰する事由により、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、当社は、本契約を解除することができるものとし、当社からの解除に係る通知が契約者に到着した日にその効力が生じるものとし、
- (1) 利用者が本サービスを利用することができなくなり、本サービスに関わる契約の目的を達することができないとき
 - (2) 当社が本サービスを提供することができなくなったとき
- 3 利用者が、本サービスの利用において、当社又は第三者に対し、法令又は公序良俗に違反し不利益を与えるおそれのある場合、当社は、契約者に対し催告その他何らの手続きを要せず任意の期日を指定して、本契約を解除できるものとし、なお、当社は、利用者の行為、情報を監視する義務を負うものではないものとし、

(本サービスの提供)

第 10 条 当社は、本約款に基づき善良な管理者の注意義務をもって本サービスを提供するものとします。

2 本サービスの仕様は、別紙 1 「Microsoft 365 with OPTAGE 仕様書」のとおりとします。なお、当社は、本サービスの仕様または内容を予告なく変更できるものとします。

(本サービスの利用)

第 11 条 当社は、契約者に対し、本サービスの利用及び管理に必要な ID 等を付与するものとします。

2 契約者は、自己に付与された ID 等の使用・管理に一切の責任を負うものとします。

3 契約者は、本サービスを利用することとなる全ての者に対し、本約款の内容を遵守させるものとします。

4 契約者は、本サービスを利用するために必要なハードウェア、ソフトウェア、通信回線その他のコンピューター環境（以下「クライアント環境」という。）を準備し、責任をもって維持するものとします。なお、クライアント環境にかかわる費用の一切は、契約者の負担とします。

5 本サービスの提供は、クライアント環境から本サービスにネットワーク経由で接続することにより行われるものとします。

6 契約者は当社が本サービスの提供およびサポートに必要とするマイクロソフトオンラインサービスの代理管理権限を承認し、付与するものとします。この権限の付与が行われない場合、当社による適切なサポートができなくなることを契約者は了承するものとします。

(本サービスの利用制限及び停止)

第 12 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあり、本サービスの全部又は一部を提供できなくなったときは、利用者への通知の手続きを要せず本サービスを変更・制限し、一時停止又は停止する措置を取ることができるものとします。

2 マイクロソフト及び当社は、法律上もしくは規制上の理由または予期せぬ事由により本サービスを一時停止又は停止する場合があります。なお、当該情報については、インターネット上の所定の Web ページ内に事前に掲示します。

(本サービス提供の終了)

第 13 条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を終了することがあります。

(1) 本サービスを構成するマイクロソフトのサービスが終了することとなったとき。

(2) 本サービスを提供するための設備の劣化などにより、安定した提供ができない、また

はできなくなるおそれがあると当社が判断したとき。

(3) 経営上あるいは、技術上などの理由により本サービスが適正かつ正常な提供ができなくなり本サービスの運営が事実上不可能になったとき。

(4) その他の理由で本サービスが提供できなくなったとき。

2 前項の規定により本サービスを終了するときは、当社は契約者に対して事前にその理由、サービスを終了する時期などを通知する事により、本サービスの提供を終了することができるものとします。ただし、緊急の場合にはこの限りではありません。

3 前項の通知は、本サービスのホームページ上に表示することにより行うものとし、表示後6ヶ月経過した時点で全ての契約者に通知したものとみなされるものとします。

4 当社は、理由の如何を問わず、本条に従った対応を行うことにより、本サービスの終了により契約者が被った被害について一切免責されるものとします。

(契約者の義務・禁止事項)

第14条 契約者は、当社が本サービスの円滑な提供のために出す必要な指示に従うものとします。

2 契約者は、本サービスに用いる当社の設備（通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいいます。以下、「本サービス設備」という。）に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為（支障を与えるおそれのある行為を含みます。）をしないものとします。

3 契約者または利用者は、本サービス設備に対するリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブリ等をしないものとします。

4 契約者は当社による明示的な定めのない限り、ソフトウェア（付属するマニュアル等の文章およびその他の印刷物を含む）の全部または一部を改変、翻案、複製してはならないものとします。

5 契約者は利用契約申込書に記載のライセンス数を超える利用を行ってはならないものとします。

6 契約者または利用者が第1項の指示に従わない場合または第2項から第5項に該当する行為を行ったと当社が判断した場合、当社は当該契約者に事前に通知することなく、当該契約者による本サービスの利用を一時的に制限することができるものとします。

7 当社が前項の措置を取ったことで、契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。

(利用料金)

第15条 サービスの利用料金は、別紙の料金表に定めるところとし、マイクロソフトの提供価格が変更された場合は、適宜価格が改定されるものとします。なお、価格改定を行う場合は、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

- 2 サービスの利用料金については、当該サービスにおける各料金月の起算日に課金が始まるものとし、その料金月の末日(料金月の途中で本契約が解除された場合はその解除日)において付与されている ID 数に別紙の料金表に定める各プランの価格を乗じて、各料金月の利用料金を計算するものとします。
- 3 サービス開始日を含む料金月ではサービス開始日から月末までの間、および契約満了日を含む料金月では月初から契約満了日までの間を日割り計算するものとします。また、オンラインサービスの数量の増加を実施した料金月ではオンラインサービスの数量の増加を実施した日から月末までの間を日割り計算するものとします。
- 4 日割計算は、当該料金月に含まれる日数により行うものとします。
- 5 料金支払いに際しては、料金に消費税相当額を付して当社に支払うものとします。なお、消費税相当額の算定の際の税率は、当該算定時に税法上有効な税率とします。
- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 7 オンラインサービスのアップグレードを実施した料金月の利用料金の計算については、当該料金月の月初からアップグレード実施日の前日までをアップグレード前のオンラインサービスの価格で日割計算を行い、アップグレード実施日から当該料金月の末日までをアップグレード後のオンラインサービスの価格で日割計算を行うものとします。
- 8 オンラインサービスのアップグレードを実施した料金月の翌料金月以降はアップグレード後のオンラインサービスの価格で利用料金を計算するものとします。

(利用料金の支払条件)

- 第 16 条 契約者は、前条により計算された各料金月のクラウドサービスの利用料金及び消費税相当額を、以下に定める支払条件に従い、当社に支払うものとします。なお、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、当該支払期日は前営業日とします。
- 2 当社は契約者に対して当該利用料金の請求書を発行し、契約者は当社が指定する期日までに当該利用料金を当社の指定する銀行口座に振り込むものとします。
 - 3 支払時における金融機関に対する振込手数料などは、契約者の負担とします。
 - 4 契約者が、料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.6% 割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに当社が指定する方法により支払うものとします。
 - 5 契約者と当社との間に決済条件について別途の合意がある場合は、その合意内容を優先するものとします。

(サービスレベル)

- 第 17 条 本サービスのサービスレベルについては、マイクロソフトの SLA に準じるもの

とします。

- 2 契約者が、SLA に基づき申し立てを行う場合、契約者は当社に対し、マイクロソフトが当該申し立てを検証するために必要なすべての情報を提出するものとします。

(損害賠償責任の限定)

第 18 条 契約者が、本サービスに関して救済を求める場合、当社の損害賠償責任は、請求原因、訴訟形態を問わず、契約者に現実に発生した通常かつ直接の損害のみに限られるものとし、かつ、当該損害が当社の故意又は重過失によるものである場合を除き、賠償額は契約者が当社に対して賠償を請求した日の属する月の前月利用料金に相当する金額を超えないものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は次の事項によって契約者に生じた損害を賠償する責めを負わないものとします。

- (1) 第 9 条同 2 項および同 3 項により生じた損害
- (2) 第 12 条に定める本サービス提供の利用制限及び停止により生じた損害
- (3) 第 13 条に定める当社の本サービス提供の終了により生じた損害
- (4) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害
- (5) 契約者の逸失利益、及び第三者からの損害賠償請求に基づく契約者の支出
- (6) 本サービスで提供されるソフトウェア・サービスの不具合により生じた損害

- 3 契約者は、マイクロソフトが当社の履行補助者に該当せず、マイクロソフトの故意または過失が当社の故意または過失にならないことを認識し、同意します。

- 4 当社は契約者が本サービスを利用することにより得たプログラム、ログその他の情報につき、その完全性、可用性、正確性、有用性または適法性につき、一切保証しません。

- 5 当社は、契約者による本サービスの利用にあたり、第三者からのハッキング、ウィルスその他の不正アクセス等の被害につき、回避、防御、対策の実施およびこれらの効果、効用の保証を行うものではなく、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 6 提供サービスの全部または一部を構成するソフトウェアの脆弱性が発見され、またはアップデートを要する場合については、提供サービスの性能不良に該当しないものとします。当該脆弱性の解決、アップデートの実施にあたり、当社は契約者に対し一切の責任を負わないものとします。

(非マイクロソフト製品)

第 19 条 当社及びマイクロソフトは、非マイクロソフト製品に関しては何らの責任も負わないものとします。

- 2 マイクロソフトは、非マイクロソフト製品の価格を変更し、または非マイクロソフト製品をサービスに追加もしくは削除できるものとします。

(自己責任の原則)

第20条 契約者は、本サービスの利用及びその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本サービスの利用に関連し第三者に対して損害を与えたものとして、当社に対して当該契約者または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

(データの取り扱い)

第21条 本サービスで契約者のデータが、契約者または利用者の利用により滅失、毀損、漏洩、改竄若しくはその他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 2 理由の如何を問わず本契約が終了した場合、当社は契約者に事前に通知することなく、契約者のデータ等を削除できることとします。

(第三者への委託)

第22条 当社は、本サービスの業務の一部または全部を、第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は、本契約上の契約者に対する義務を免れることはできないものとします。

(機密保持)

第23条 契約者及び当社は、個人情報保護法及び関連する法律法令を遵守し、個人情報保護されるように必要な措置をとるものとします。

- 2 契約者及び当社は、本契約にかかる情報を、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後も第三者に漏らし、または他の目的に使用してはならないものとします。
- 3 契約者は、第1項の規定にかかわらず、当社及びマイクロソフトに対し、対象製品・本契約・本契約に定めるサポートサービスを提供する場合、ならびに対象製品を適切に管理するため契約者を支援する場合に限り、個人データを含む顧客データを収集・使用・移転・公開・その他の方法で処理することを承諾するものとします。

(機密保持の例外)

第24条 当社は、前条にかかわらず、法律に基づき要求される範囲内においてのみ、契約者から取得したデータ、契約者についてのデータまたは契約者に関連するデータにアクセスし、これを法執行機関またはその他の政府機関に対して開示するまたは、法執行機関またはその他の政府機関に対してかかるデータへのアクセスを認めるものとします。

- 2 受領当事者は、次の事項に定める情報の公開については、いかなる責任も負わないもの

とします。

- (1) 守秘義務を負うことなく受領当事者が既に知っていた情報
- (2) 他方当事者に対して負っている守秘義務に違反することなく受領当事者が第三者から取得した情報
- (3) 受領当事者が独自に開発した情報
- (4) 受領当事者側の故意過失によらずして公知となった情報

(反社会的勢力の排除)

第25条 契約者及び当社は、自己、自己の代表者、自己の責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下「代表者等」という。）又は自己のその他職員が現在及び将来にわたって次の各号に該当しないことを確約するものとします。

- (1) 自己、自己の代表者等又は自己のその他職員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）であること
 - (2) 自己の経営に反社会的勢力が実質的に関与していること
 - (3) 自己、自己の代表者等又は自己のその他職員が、自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の関係者（相手方又は相手方のグループ会社もしくは主要取引先の役員・従業員などをいう）に対し、次の（イ）～（ヘ）のいずれかに該当する行為を行うこと
 - (イ) 自らが、反社会的勢力もしくは反社会的勢力と密接な間柄にある者である旨を伝え、又はその旨を示唆する行為
 - (ロ) 身体・財産への暴力の行使、平穏な環境の破壊などの暴力的行為
 - (ハ) 暴力的行為を予告し、又は脅迫的言辞を用いて、何某かの対応を要求する行為
 - (ニ) 法的責任を超えた対応を不当に要求する行為
 - (ホ) 相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
 - (ヘ) 風説や偽計、その他詐術を用いて相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為
 - (4) 自己、自己の代表者等又は自己のその他職員について次の（イ）～（ハ）のいずれかに該当する可能性があること
 - (イ) 反社会的勢力を利用・使用し、又は反社会的勢力と知りながら取引を行っている
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金を提供し、便宜を供与するなどの関与をしている
 - (ハ) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している
- 2 契約者及び当社は、相手方、相手方の代表者等又は相手方のその他職員が、前項各号の一に該当する場合、相手方に何らの催告を要しないで、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 3 契約者及び当社は、相手方又は相手方の代表者等が、過去において、反社会的勢力であったことが判明した場合、相手方に何らの催告を要しないで、本契約の全部又は一部を

解除することができるものとします。

- 4 契約者及び当社は、自己の取引先、取引先の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下「取引先の代表者等」という。）又は本契約の履行のために自己もしくはその取引先が使用する者（以下「その他関係者」という。）が、現在及び将来にわたって第1項各号の一に該当しないことを確約するものとします。
- 5 契約者及び当社は、自己の取引先、取引先の代表者等又はその他関係者が、第1項各号の一に該当することを知った場合、すみやかに相手方にその旨を報告するとともに、その者との契約解除その他関係解消に向けた是正措置を講ずるものとします。
- 6 契約者及び当社は、前項による報告を相手方から受けた場合又は自ら前項にいう該当の事実を知った場合、何らの催告を要しないで、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、契約解除の有無にかかわらず、契約者及び当社は相手方に対し、期間を定めて前項に定める是正措置を求めることができるものとします。

（権利譲渡の禁止）

第26条 契約者は、本契約に基づく権利及び義務について、第三者に対して譲渡又は継承（次条に定めのあるものを除く）したり、質権等を設定したり、或いはその他の担保に供したりしてはいけません。

（地位の承継）

第27条 契約者又は当社において、合併その他法令上当然に生じる包括的地位の承継があったときは、その地位を承継する法人は、承継の日から6ヶ月以内に承継した事を証明する書類を添えて、その旨を書面により相手方に通知するものとします。

（商号等の変更）

第28条 契約者及び当社は、その商号、氏名、住所又は所在地に変更があったときは、その旨を書面により速やかに相手方に通知するものとします。

2. 当社が契約者に対して何らかの通知を行う際は、契約者から届け出られた最新の商号、氏名、住所又は所在地宛てに通知することによって、通常到達すべき時に到達したものとみなすものとします。

（協議）

第29条 本約款の解釈又は本約款に定めのない事項につき疑義が生じた場合、契約者及び当社は、誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。

（可分性）

第30条 本約款のいずれかの条項が裁判所により違法、無効または執行不能と判断された

場合であっても、本約款の他の条項は引き続き有効とし、また本約款は問題となった条項が最大限有効になるよう修正されるものとします。

(権利放棄)

第 31 条 本契約の違反につき権利放棄がなされても、それは別の契約違反に対しても権利放棄することを意味するものではないものとします。いかなる権利放棄も、権利を放棄する当事者の正当な権限を有する代表者が署名または記名押印した書面によってのみ行うことができるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 32 条 本約款の解釈及び履行は、日本国の法律に準拠するものとし、本約款に関する一切の争訟については、大阪地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則

本約款は、2018 年 7 月 2 日より効力を有するものとします。

附則

(実施期日)

この改正約款は、2018 年 7 月 2 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正約款は、2019 年 4 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正約款は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正約款は、2020 年 2 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正約款は、2020 年 5 月 27 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正約款は、2021年12月10日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2022年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施後に契約期間が満了した場合は、この改定規定実施後の料金が適用されます。

附則

(実施期日)

この改正約款は、2022年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正約款は、2022年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正約款は、2023年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正約款は、2023年5月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正約款は、2023年8月10日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正約款は、2023年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正約款は、2023年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2023年11月20日から実施します。

(経過措置)

2 第18条(損害賠償責任の限定)の4項、5項、6項の規定は、2024年2月20日以降適用するものとします。

附則

(実施期日)

この改正約款は、2024年1月4日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正約款は、2024年3月8日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正約款は、2024年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正約款は、2024年4月19日から実施します。

Microsoft 365 with OPTAGE 仕様書

1. サービスの仕様

(1) Microsoft 365

Microsoft 365 のサブスクリプション提供と標準サポートを行います。

Microsoft 365 には下記サービスが含まれております。

- Microsoft Office 365 (以下、「Office 365」)
- Microsoft Enterprise Mobility & Security (以下、「EMS」)
- Microsoft Windows 10 Enterprise/Education (以下、「Windows10」)

(2) Office 365

Office 365 のサブスクリプション提供と標準サポートを行います。

(3) EMS

EMS のサブスクリプション提供と標準サポートを行います。

(4) Windows10

Windows10 のサブスクリプション提供と標準サポートを行います。

(5) Windows 365

Windows 365 のサブスクリプション提供と標準サポートを行います。

2. 本サービスの内容

(1) サブスクリプションの提供

Microsoft 365 with OPTAGE 契約申込書 (以下、「申込書」という) の内容に従い、Microsoft 365 (Office 365 等、各単体サービス含む)、Windows 365 を提供します。

(2) 標準サポートの提供

Microsoft 365、Windows 365 に対するお問い合わせについて、ご担当者さま (※1) から、メール・電話にて受け付けるものとします。お問合せ対象については申込書にてお申し込み頂いたサービスを対象といたします。

サポート範囲についての詳細は、別紙 2～5「(サービス名) 標準サポート範囲」をご確認ください。

※1. 「ご担当者さま」とは、申込書の契約ご担当者さまに、記載されている方をいいます。

3. 標準サポートの窓口

受付方法 : メール、電話

対応時間 : 9時00分から17時00分(土・日・祝日及び12/29～1/3・5/1を除く)

メール : cloud-support-outml@optage.co.jp

電話 : 050-7105-8592

※問い合わせ内容の正確な把握および証跡保管の観点から、緊急時を除き原則メールでのお問合せをお願いいたします。

以上

Microsoft 365 with OPTAGE 標準サポート範囲

1. 対象プロダクト・標準サポート内容について

Microsoft 365 with OPTAGE のサポート対象プロダクトおよび標準サポート内容については、別紙 3 「Office 365 標準サポート範囲」、別紙 4 「EMS 標準サポート範囲」、別紙 5 「Windows10 および Windows 365 標準サポート範囲」に記載の内容を全て含みます。詳細はそれぞれの別紙をご確認ください。

以上

Office 365 標準サポート範囲

1. 対象プロダクト

- (1) 「Office Online」のうち「Word」、「Excel」、「PowerPoint」、「Outlook」
- (2) 「Microsoft Teams」
- (3) 「OneDrive」
- (4) 「Exchange Online」
- (5) 「SharePoint Online」
- (6) 「Visio Online」
- (7) 「PowerPlatform」のうち
「Power BI」、「Power Apps」、「Power Automate」
- (8) 「Microsoft Copilot」

2. サポート範囲

- (1) 技術問合せサービス
ご契約対象サービスの管理画面操作に関する技術支援を行います。
尚、各プロダクトの使用法・操作に関する問い合わせは対象外とします。
- (2) 障害切り分けサービス
 - ・ 障害切り分け方法
障害切り分けに際し、お客様の問い合わせ担当者との電話、E-Mail、クライアントアプリケーションへのインターネット経由リモート接続を利用します。
 - ・ 障害切り分け範囲
障害の原因がお客様環境の問題か、マイクロソフトのオンラインサービスの問題かの切り分けを行います。
- (3) 契約関連問合せサービス
Office365 契約に関する問い合わせの受付をいたします。

3. サービス内容に関する注意事項

- (1) 本サービスはマイクロソフトが提供する Office 365 の管理機能および当 Office365 サポート範囲に定める内容がサポートの対象となります。
- (2) 問い合わせおよび障害の内容により、マイクロソフトへの支援要請を行います。マイクロソフトへ支援要請時には、回答までお時間がかかる場合があります。
- (3) 契約後、マイクロソフトにて追加された機能に関しては、当社側のサポート

体制が整い次第、提供させていただきます。

- (4) ご契約の Office 365 サービスの契約アカウント情報は、お客さまにて管理願います。
- (5) お客さまの代理で管理サイトにログインし、本サービスに必要な操作を行う場合があります。
- (6) 以下の項目は、本サービスの対象外となります。
 - ・ マイクロソフトがサポートしない利用環境に関する問い合わせ
 - ・ マイクロソフト以外のベンダーが提供している連携サービスに関する問い合わせ
 - ・ 言語、開発、コンサルティングに関する問い合わせ（ドキュメント提出を含む）
 - ・ 対象プロダクト以外のアプリケーションの問い合わせ（サポートが終了した過去のバージョンを含む）
 - ・ 他社導入サーバ、クライアント、Web カメラ等の周辺機器との連携に関する問い合わせ
 - ・ スマートフォンやタブレットコンピューターなどの携帯端末固有の機能に関する問い合わせ（機器メーカーに依存するため）
 - ・ 他社プロバイダーのドメイン登録設定に関する問い合わせ
 - ・ お客さま稼働環境固有の各種設定や設定変更などの問い合わせ
 - ・ お客さまがクライアントで実施したアプリケーションのインストール・アンインストール作業により生じた障害に関する問い合わせ
 - ・ 環境設定、アカウント設定、お客さまのデータ移行、既存環境からの移行などの実作業に関する問い合わせ
 - ・ 無償アドイン（Power Pivot 等）に関する問い合わせ
 - ・ マイクロソフトが保証しない範囲における、対象プロダクトに含まれる瑕疵の修正、改変、プログラムの開発デバッグに関する問い合わせ
 - ・ 関数や数式の作成などのオペレーション作業の代行依頼
 - ・ マクロ機能やマクロ言語、スクリプト言語等の記述に関する問い合わせ

4. 各対象サービスにおけるサポート対象外事項

(1) Exchange Online

- ・ 作業/オペレーション代行のご依頼
 - 例) ・ メールデータの移動
 - ・ 当社による Office 365 設定や動作検証など
 - ・ Exchange 管理シェルにより設定を行う必要のあるもの

- ・ メール配信の具体的な実装についてのご相談、検証のご依頼
 - 例) ・ メールフロー設定の条件指定方法
 - ・ アプリケーション連携でのメール送信の実装
- ・ メールクライアントの動作/仕様に関する問い合わせ
 - 例) ・ メールクライアントソフトウェアの動作や操作の内容
 - ・ サードパーティ製アプリケーションとの連携
- ・ マイクロソフトが認めていない使い方に関する問い合わせ
- ・ 個々のメールの送受信に関する追跡調査
- ・ **Exchange Online Protection** のフィルタリングに関する仕様調査
- ・ マイクロソフトデータセンターにおける **Office365** 障害の詳細原因および対応結果報告

※. **Exchange Online** が他のマイクロソフトサービスと連携し、その連携先のシステムが当社の構築/運用サービスの契約範囲外であった場合は、これらに関する問い合わせ内容はサポート対象外となります。

- 例) ・ **ADFS** サーバやディレクトリ同期に関する内容
 - ・ ディレクトリ移行やフェデレーション機能に関する内容
 - ・ **Exchange** ハイブリッド構成に関する内容
 - ・ 外部サービスとの連携

(2) Microsoft Teams

- ・ 外部メッセージングサービスとの連携に関する問い合わせ
- ・ 音声や動画品質に関する問い合わせ
- ・ ネットワーク環境に関する問い合わせ
- ・ カメラ/マイクなどアプリケーションを使用するデバイスに関する問い合わせ
- ・ マイクロソフトが認めていない使い方に関する問い合わせ

(3) SharePoint Online

- ・ **SharePoint** 標準機能以外の Web パーツ利用手法やカスタマイズに関する問い合わせ
- ・ 外部データとの接続を行うための操作方法やその連携機能に関する問い合わせ
- ・ **Office 365** アップデートに伴う、オリジナルテンプレートの修正や適用、環境のデータ移行

※. 本サービスにおける **SharePointOnline** の問い合わせ対応の範囲は以

下のとおりです。

- ・ コンテンツ作成に関する操作の問い合わせ
- ・ **SharePoint** ポータルおよびサーバに関する操作の問い合わせ

(4) **PowerPlatform**

- ・ お客さまが開発したツール類の仕様、不具合に関するお問い合わせ
- ・ ツール類の開発支援、コンサルティング等

(5) **Microsoft Copilot**

- ・ **Copilot** の出力結果に関するお問い合わせ
- ・ お客さまが開発した **Copilot** の仕様、不具合に関するお問い合わせ
- ・ **Copilot** の開発支援、導入支援、コンサルティング等

(6) 一部ライセンスに含まれる **Office** アプリケーション

- ・ **Office** のレジストリエディタやシステム構成ユーティリティを使用したレジストリおよび環境設定ファイルの修正に関する問い合わせ
- ・ **VBA**、マクロ、**Office** テンプレートのカスタマイズ、**PowerPoint** プレゼン資料や **Access** データベースの作成指導
- ・ **Outlook** フォームデザインの作成や **Microsoft Exchange Server** の環境全般に関する問い合わせ（パブリックフォルダ/グローバルアドレス一覧など）
- ・ ソフトウェアやドライバ、サービスパックのインストールなど、利用環境に影響を与える操作に関する問い合わせ
- ・ **Hotmail** などのオンラインサービスコンテンツやメーカー固有のアドイン操作に関する問い合わせ
- ・ **Office for iPad / iPhone** の操作に関する問い合わせ

以上

EMS 標準サポート範囲

1. 対象プロダクト

- 「Intune」
- 「Microsoft Entra ID P1」
- 「Microsoft Entra ID P2」
- 「Microsoft Defender」

2. 標準サポート内容

(1) 技術問合せサービス

ご契約対象サービスのライセンス割当/解除に関する管理画面操作に関する技術支援を行います。尚、各プロダクトの使用方法・操作に関する問い合わせは対象外とします。

(2) 障害切り分けご支援サービス

障害に関するお問い合わせに対し、お問い合わせいただいた時点での公開されている障害発生情報を確認し、障害発生の有無及び状況をご連絡いたします。

(3) 契約関連問合せサービス

EMS のライセンス及び契約に関するお問い合わせを受付いたします。

3. サポート内容に関する注意事項

(1) お問い合わせ内容によっては、マイクロソフトへの支援要請を行います。

マイクロソフトへ支援要請時には、回答までお時間がかかる場合があります。

(2) 契約後にマイクロソフトにて追加された機能に関しては、当社側のサポート体制が整い次第、提供させていただきます。

(3) サポート対象となる端末/機器については、当社が定める標準サポートデバイスまたは事前に書面にて当社にサポート登録されたデバイスが対象となり、これら以外の端末/機器については、サポート対象外となります。

(4) ご契約いただいたサービスのアカウント情報は、お客さまにて管理願います。

(5) お客さまの代理で管理サイトにログインし、本サービスに必要な操作を行う場合があります。

(6) 以下の項目については、本サービスの対象外となります。

- ・ マイクロソフトがサポートしない利用環境に関するお問い合わせ

- ・ マイクロソフト以外のベンダーが提供している連携サービスに関するお問い合わせ
- ・ 対象プロダクト以外に関するお問い合わせ
- ・ サポートが終了した過去のバージョンに関するお問い合わせ
- ・ 他社導入サーバや周辺機器との連携に関する問い合わせ
- ・ 当社サポート対象外の機器/端末に関するご依頼/お問い合わせ
- ・ お客さま稼働環境固有の各種設定や設定変更に関する問い合わせ
- ・ マイクロソフトが保証しない範囲における、対象プロダクトに含まれる瑕疵の修正、改変、プログラムの開発デバッグ
- ・ その他、マイクロソフトソフトウェアライセンス条項に違反する行為および違反行為に関するお問い合わせ
- ・ マイクロソフトデータセンターにおける障害の詳細原因および対応結果のご報告

4. 各対象プロダクトにおけるサポート対象外事項

(1) Intune

- ・ 作業/オペレーション代行のご依頼
 - 例) ・ デバイスの割当登録、登録解除
 - ・ ポリシーの作成、適用
 - ・ ポリシー準拠状況のレポート
 - ・ ソフトウェア更新プログラムの展開/実行
 - ・ 証明書の登録/更新に関する作業のご依頼
 - ・ アプリケーションの構成/追加/配信に関する作業のご依頼
 - ・ サポート対象外の機器・端末に関するお問い合わせ、及びご依頼

(2) Microsoft Entra ID P1/ P2

- ・ 作業/オペレーション代行のご依頼
 - 例) ・ ユーザー/グループの登録/変更/削除
 - ・ パスワードのリセット
- ・ ユーザーのアクティビティ・監査ログの調査、レポート作成のご依頼
 - 例) ・ 利用ユーザーの一覧作成、記録レポートの提出
 - ・ 不正利用者の調査、コンプライアンス準拠の確認
- ・ マイクロソフトが認めていない使い方に関する問い合わせ
- ・ マルチフォレスト AD 利用時における Microsoft Entra ID 構成

- ・ セキュリティ適合性に関する検査、レポートの作成

※. 上記のほか、Microsoft Entra ID と連携する、お客様が所有する Active Directory およびその周辺機器、ツールが当社の構築/運用サービスの契約範囲外であった場合は、これらに関するお問い合わせ及びご依頼はサポート対象外となります。

- 例)
- ・ ADFS サーバやディレクトリ同期に関する内容
 - ・ ディレクトリ移行やフェデレーション機能に関する内容
 - ・ シングルサインオンやユーザー認証に関する内容
 - ・ その他外部サービスとの連携

(3) Microsoft Defender

- ・ 作業/オペレーション代行のご依頼
- ・ ログ収集や分析、管理、アラートに関するお問い合わせ
- ・ 利用端末に関するお問い合わせ
- ・ Microsoft Defender と連携するサードパーティー製品に関するお問い合わせ

以上

Windows 10 および Windows 365 標準サポート範囲

1. 対象プロダクト

Windows 10 Enterprise/Education (バージョン 1803 以降)または Windows 365 に含まれる

下記の機能

- 「Windows AutoPilot」
- 「Windows Hello」
- 「BitLocker」、 「Microsoft BitLocker Administration and Monitoring」
- 「Windows Information Protection」
- 「Windows Defender Credential Guard」
- 「Windows Defender Advanced Threat Guard」

2. 標準サポート内容

(1) 技術問合せサービス

ご契約対象サービスのライセンス割当/解除に関する管理画面操作に関する技術支援を行います。各機能の使用法・操作に関するお問い合わせは対象外とします。

(2) 障害切り分けご支援

お問い合わせに対し、お問い合わせいただいた時点での公開されているマイクロソフトデータセンター側での障害発生情報を確認し、障害発生の有無及び状況をご連絡いたします。

(3) 契約関連問合せ

Windows10 および Windows 365 のライセンス及び契約に関するお問い合わせを受付いたします。

3. サポート内容に関する注意事項

- (1) お問い合わせ内容によっては、マイクロソフトへの支援要請を行います。マイクロソフトへ支援要請時には、回答までお時間がかかる場合があります。
- (2) 契約後にマイクロソフトにて追加された機能に関しては、当社側のサポート体制が整い次第、提供させていただきます。
- (3) サポート対象となる端末/機器については、当社が定める標準サポートデバイスまたは事前に書面にて当社にサポート登録されたデバイスが対象となり、これら以外の端末/機器については、サポート対象外となります。
- (4) セキュリティインシデントの発生に関するサポートは含んでおりません。

- (5) サポートの対象となる Windows 10 のモデルは **Current Branch for Business**(以下、**CBB** モデル)のみが対象で、**Long Term Service Channel**(**LTSC** モデル)は含んでおりません。
- (6) ご利用に当たっては、**Microsoft Entra ID** への利用ユーザーの登録および端末利用ユーザーアカウントとの紐付けが必要になります。
- (7) ご契約いただいたサービスのアカウント情報は、お客さまにて管理願います
- (8) お客さまの代理で管理サイトにログインし、本サービスに必要な操作を行う場合があります。
- (9) 以下の項目については、本サービスの対象外となります。
- ・ マイクロソフトがサポートしない利用環境に関するお問い合わせ
 - ・ マイクロソフト以外のベンダーが提供している連携サービスに関するお問い合わせ
 - ・ 対象プロダクト以外に関するお問い合わせ
 - ・ マイクロソフトによるサポート提供が終了した過去のバージョンに関するお問い合わせ
 - ・ 他社導入サーバや周辺機器との連携に関する問い合わせ
 - ・ 当社サポート対象外の機器/端末に関するご依頼/お問い合わせ
 - ・ お客さま稼働環境固有の各種設定や設定変更に関する問い合わせ
 - ・ マイクロソフトが保証しない範囲における、対象プロダクトに含まれる瑕疵の修正、改変、プログラムの開発デバッグ
 - ・ その他、マイクロソフトソフトウェアライセンス条項に違反する行為および違反行為に関するお問い合わせ
 - ・ マイクロソフトデータセンターにおける障害の詳細原因および対応結果のご報告

以上

料金表

1. 適用

ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりプランを定めます。

区別	内容
月契約	契約期間が1ヶ月のもの
年契約	契約期間が12ヶ月のもの
6年契約	契約期間が72ヶ月のもの

イ 契約期間が満了する月の翌月（以下、「料金更新月」という。）以降は、当該料金更新月に適用される価格が更新後の契約期間に適用されるものとし、以後も料金更新月に価格が改定されるものとします。

ウ 提供プランに定める教育機関向けオンラインサービスは、マイクロソフト社が認める教育機関に提供できるものとします。

2. 提供プラン（月契約、年契約および6年契約） 月額(税抜)

プラン	月契約 月額料金/ID	年契約 月額料金/ID	6年契約 月額料金/ID	特記事項
Microsoft 365 Business Basic	1,070 円	890 円	-	※1
Microsoft 365 Business Basic (no Teams)	850 円	710 円	-	※1
Microsoft 365 Business Standard	2,240 円	1,870 円	-	※1
Microsoft 365 Business Standard (no Teams)	1,840 円	1,530 円	-	※1
Microsoft 365 Business Premium	3,950 円	3,290 円	-	※1
Microsoft 365 Business Premium (no Teams)	3,550 円	2,960 円	-	※1
Microsoft 365 Apps for business	1,480 円	1,230 円	-	※1
Microsoft 365 Apps for enterprise	2,150 円	1,790 円	-	
Microsoft 365 E3	6,470 円	5,390 円	-	※3
Microsoft 365 E3 (no Teams)	6,070 円	5,050 円	-	
Microsoft 365 E5	10,250 円	8,540 円	-	※3
Microsoft 365 E5 (no Teams)	9,850 円	8,200 円	-	
Microsoft 365 F1	400 円	330 円	-	

Microsoft 365 F1 (no Teams)	310 円	260 円	-	
Microsoft 365 F3	1,430 円	1,190 円	-	
Microsoft 365 F3 (no Teams)	1,340 円	1,120 円	-	
Office 365 E1	1,790 円	1,490 円	-	※ 3
Office 365 E1 (no Teams)	1,390 円	1,160 円	-	
Office 365 E3	4,130 円	3,440 円	-	※ 3
Office 365 E3 (no Teams)	3,730 円	3,110 円	-	
Office 365 E5	6,830 円	5,690 円	-	※ 3
Office 365 E5 (no Teams)	6,430 円	5,350 円	-	
Office 365 F3	710 円	590 円	-	
Office 365 F3 (no Teams)	620 円	520 円	-	
SharePoint (Plan 1)	890 円	740 円	-	
SharePoint (Plan 2)	1,790 円	1,490 円	-	
Exchange Online (Plan 1)	710 円	590 円	-	
Exchange Online (Plan 2)	1,430 円	1,190 円	-	
OneDrive for business (Plan 1)	890 円	740 円	-	
Enterprise Mobility + Security E3	1,900 円	1,580 円	-	
Enterprise Mobility + Security E5	2,950 円	2,460 円	-	
Microsoft Entra ID P1	1,070 円	890 円	-	
Microsoft Entra ID P2	1,610 円	1,340 円	-	
Exchange Online Archiving for Exchange Online	530 円	440 円	-	
Visio Plan 1	890 円	740 円	-	
Visio Plan 2	2,690 円	2,240 円	-	
Microsoft Defender for Business	530 円	440 円	-	※ 1
Microsoft Defender for Business servers	530 円	440 円	-	※ 1
Microsoft Defender for Cloud Apps	620 円	520 円	-	
Microsoft Defender for Endpoint P1	530 円	440 円	-	
Microsoft Defender for Endpoint P2	930 円	770 円	-	
Microsoft Defender for Endpoint Server	930 円	770 円	-	
Microsoft Defender for Office 365 (Plan 1)	350 円	290 円	-	
Microsoft Defender for Office 365 (Plan 2)	890 円	740 円	-	
Remote Work Starter Plan	660 円	550 円	-	※ 1

Microsoft Teams Essentials	710 円	590 円	-	※ 1
Microsoft Teams Enterprise	940 円	780 円	-	
Microsoft Teams Phone Standard	1,430 円	1,190 円	-	
Microsoft Teams Rooms Pro	7,190 円	5,990 円	-	
Microsoft Teams Shared Devices	1,430 円	1,190 円	-	
Microsoft Teams Premium Introductory Pricing	1,250 円	1,040 円	-	
Copilot for Microsoft 365	-	4,490 円	-	
Microsoft Copilot Studio User License	0 円	0 円	-	
Microsoft Copilot Studio	35,980 円	29,980 円	-	
Power Platform Requests add-on	8,990 円	7,490 円	-	
Power Apps per app plan (1 app or website)	890 円	740 円	-	
Power Apps Premium (2000 seat min)	-	1,790 円	-	
Power Apps Premium	3,590 円	2,990 円	-	
Power Automate hosted RPA	38,680 円	32,230 円	-	
Power Automate per flow plan	17,990 円	14,990 円	-	
Power Automate per user plan	2,690 円	2,240 円	-	
Power Automate Premium	2,690 円	2,240 円	-	
Power Automate Process	26,980 円	22,480 円	-	
Power Automate Process Mining add-on	899,550 円	749,620 円	-	
Power Automate unattended RPA add-on	26,980 円	22,480 円	-	
Power BI Premium Per User	3,590 円	2,990 円	-	
Power BI Premium Per User Add-On	1,790 円	1,490 円	-	
Power BI Premium P1	898,650 円	748,870 円	-	
Power BI Premium P5	14,391,900 円	11,993,250 円	-	
Power BI Premium P4	7,195,500 円	5,996,250 円	-	
Power BI Premium P2	1,798,200 円	1,498,500 円	-	
Power BI Premium P3	3,597,300 円	2,997,750 円	-	
Power BI Pro	1,790 円	1,490 円	-	
Power Pages anonymous users T3 min 200 units - 500 users/per site/month capacity pack	4,490 円	3,740 円	-	
Power Pages anonymous users T1 500 users/per site/month capacity pack	13,490 円	11,240 円	-	

Power Pages anonymous users T2 min 20 units - 500 users/per site/month capacity pack	6,740 円	5,620 円	-	
Power Pages authenticated users T2 min 100 units - 100 users/per site/month capacity pack	13,490 円	11,240 円	-	
Power Pages authenticated users T3 min 1,000 units - 100 users/per site/month capacity pack	8,990 円	7,490 円	-	
Power Pages authenticated users T1 100 users/per site/month capacity pack	35,980 円	29,980 円	-	
Windows 365 Business 8 vCPU, 32 GB, 256 GB	25,480 円	22,930 円	-	
Windows 365 Business 2 vCPU, 4 GB, 128 GB	6,550 円	5,900 円	-	
Windows 365 Business 2 vCPU, 8 GB, 128 GB	8,430 円	7,590 円	-	
Windows 365 Business 4 vCPU, 16 GB, 512 GB	19,670 円	17,700 円	-	
Windows 365 Business 8 vCPU, 32 GB, 512 GB	30,350 円	27,320 円	-	
Windows 365 Business 8 vCPU, 32 GB, 128 GB	23,800 円	21,420 円	-	
Windows 365 Business 2 vCPU, 4 GB, 64 GB	5,990 円	5,390 円	-	
Windows 365 Business 2 vCPU, 4 GB, 256 GB	8,240 円	7,420 円	-	
Windows 365 Business 2 vCPU, 8 GB, 256 GB	10,110 円	9,100 円	-	
Windows 365 Business 4 vCPU, 16 GB, 128 GB	13,110 円	11,800 円	-	
Windows 365 Business 4 vCPU, 16 GB, 256 GB	14,800 円	13,320 円	-	
Windows 365 Business 16 vCPU, 64 GB, 1 TB	59,780 円	53,800 円	-	

Windows 365 Business 16 vCPU, 64 GB, 512 GB	52,660 円	47,390 円	-	
Windows 365 Business 2 vCPU, 4 GB, 64 GB (with Windows Hybrid Benefit)	5,240 円	4,720 円	-	
Windows 365 Business 8 vCPU, 32 GB, 128 GB (with Windows Hybrid Benefit)	23,050 円	20,740 円	-	
Windows 365 Business 4 vCPU, 16 GB, 512 GB (with Windows Hybrid Benefit)	18,920 円	17,030 円	-	
Windows 365 Business 4 vCPU, 16 GB, 256 GB (with Windows Hybrid Benefit)	14,050 円	12,650 円	-	
Windows 365 Business 4 vCPU, 16 GB, 128 GB (with Windows Hybrid Benefit)	12,360 円	11,130 円	-	
Windows 365 Business 2 vCPU, 4 GB, 256 GB (with Windows Hybrid Benefit)	7,490 円	6,740 円	-	
Windows 365 Business 8 vCPU, 32 GB, 256 GB (with Windows Hybrid Benefit)	24,730 円	22,260 円	-	
Windows 365 Business 8 vCPU, 32 GB, 512 GB (with Windows Hybrid Benefit)	29,610 円	26,640 円	-	
Windows 365 Business 2 vCPU, 8 GB, 256 GB (with Windows Hybrid Benefit)	9,370 円	8,430 円	-	
Windows 365 Business 2 vCPU, 8 GB, 128 GB (with Windows Hybrid Benefit)	7,680 円	6,910 円	-	
Windows 365 Business 2 vCPU, 4 GB, 128 GB (with Windows Hybrid Benefit)	5,800 円	5,220 円	-	
Windows 365 Business 16 vCPU, 64 GB, 1 TB (with Windows Hybrid Benefit)	59,030 円	53,120 円	-	
Windows 365 Business 16 vCPU, 64 GB, 512 GB (with Windows Hybrid Benefit)	51,910 円	46,720 円	-	
Windows 365 Enterprise 4 vCPU, 16 GB, 512 GB	18,920 円	17,030 円	-	
Windows 365 Enterprise 4 vCPU, 16 GB, 256 GB	14,050 円	12,650 円	-	
Windows 365 Enterprise 8 vCPU, 32 GB, 256 GB	24,730 円	22,260 円	-	
Windows 365 Enterprise 8 vCPU, 32 GB, 512 GB	29,610 円	26,640 円	-	

Windows 365 Enterprise 4 vCPU, 16 GB, 128 GB	12,360 円	11,130 円	-	
Windows 365 Enterprise 8 vCPU, 32 GB, 128 GB	23,050 円	20,740 円	-	
Windows 365 Enterprise 2 vCPU, 4 GB, 64 GB	5,240 円	4,720 円	-	
Windows 365 Enterprise 2 vCPU, 4 GB, 128 GB	5,800 円	5,220 円	-	
Windows 365 Enterprise 2 vCPU, 4 GB, 256 GB	7,490 円	6,740 円	-	
Windows 365 Enterprise 2 vCPU, 8 GB, 128 GB	7,680 円	6,910 円	-	
Windows 365 Enterprise 2 vCPU, 8 GB, 256 GB	9,370 円	8,430 円	-	
Windows 365 Enterprise 16 vCPU, 64 GB, 512 GB	51,910 円	46,720 円	-	
Windows 365 Enterprise 16 vCPU, 64 GB, 1 TB	59,030 円	53,120 円	-	
Windows 365 Frontline 2 vCPU, 4 GB, 64 GB	7,870 円	7,080 円	-	
Windows 365 Frontline 2 vCPU, 4 GB, 256 GB	11,240 円	10,120 円	-	
Windows 365 Frontline 2 vCPU, 8 GB, 128 GB	11,610 円	10,450 円	-	
Windows 365 Frontline 2 vCPU, 4 GB, 128 GB	8,800 円	7,920 円	-	
Windows 365 Frontline 2 vCPU, 8 GB, 256 GB	14,050 円	12,650 円	-	
Windows 365 Frontline 8 vCPU, 32 GB, 512 GB	44,410 円	39,970 円	-	
Windows 365 Frontline 8 vCPU, 32 GB, 256 GB	37,100 円	33,390 円	-	
Windows 365 Frontline 8 vCPU, 32 GB, 128 GB	34,670 円	31,200 円	-	
Windows 365 Frontline 4 vCPU, 16 GB, 512 GB	28,480 円	25,630 円	-	

Windows 365 Frontline 4 vCPU, 16 GB, 256 GB	21,170 円	19,050 円	-	
Windows 365 Frontline 4 vCPU, 16 GB, 128 GB	18,550 円	16,690 円	-	
Windows 365 Frontline 16 vCPU, 64 GB, 1 TB	88,640 円	79,770 円	-	
Windows 365 Frontline 16 vCPU, 64 GB, 512 GB	77,960 円	70,160 円	-	
Microsoft 365 A1	-	-	50 円	※ 2
Microsoft 365 A1 for devices for faculty	-	-	79 円	※ 2
Microsoft 365 A1 for devices for students	-	-	79 円	※ 2
Microsoft 365 A3 (Education Faculty Pricing)	1,030 円	860 円	-	※ 2
Microsoft 365 A3 (Education Student Pricing)	760 円	630 円	-	※ 2
Microsoft 365 A3 for Students use benefit (Education Student Pricing)	0 円	0 円	-	※ 2
Microsoft 365 A5 (Education Faculty Pricing)	1,930 円	1,610 円	-	※ 2
Microsoft 365 A5 (Education Student Pricing)	1,430 円	1,190 円	-	※ 2
Microsoft 365 A5 Student use benefit (Education Student Pricing)	0 円	0 円	-	※ 2
Office 365 A3 (Education Faculty Pricing)	580 円	480 円	-	※ 2
Office 365 A3 (Education Student Pricing)	440 円	370 円	-	※ 2
Office 365 A3 Student use benefit (Education Student Pricing)	0 円	0 円	-	※ 2
Office 365 A5 (Education Faculty Pricing)	1,430 円	1,190 円	-	※ 2
Office 365 A5 (Education Student Pricing)	1,070 円	890 円	-	※ 2

Office 365 A5 Student use benefit (Education Student Pricing)	0 円	0 円	-	※ 2
Microsoft Copilot for Microsoft 365 A3 and A5 (Education Faculty Pricing)	-	4,490 円	-	※ 2
Microsoft Entra ID P1 (Education Faculty Pricing)	100 円	89 円	-	※ 2
Microsoft Entra ID P1 (Education Student Pricing)	50 円	40 円	-	※ 2
Microsoft Entra ID P1 Students use benefit (Education Student Pricing)	0 円	0 円	-	※ 2
Microsoft Entra ID P2 (Education Faculty Pricing)	160 円	130 円	-	※ 2
Microsoft Entra ID P2 (Education Student Pricing)	80 円	60 円	-	※ 2
Microsoft Entra ID P2 Students use benefit (Education Student Pricing)	-	0 円	-	※ 2

※ 1 : 上限 300ID まで。

※ 2 : 教育機関向けオンラインサービス

※ 3 : 新規サブスクリプション ID の提供不可 (2024 年 3 月 31 日までに購入済の
サブスクリプション ID への追加提供可能)